制 定 平成27年3月31日和医大規程第111号最終改正 平成29年12月7日和医大規程第43号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、和歌山県立医科大学教員選考規程(昭和47年1月25日和医大規程第1号。以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、和歌山県立医科大学保健看護学部の准教授、専任の講師及び助教(以下「教員」という。)の採用及び昇任に関する選考の方法等について定めるものとする。 (候補者選考の時期)
- 第2条 規程第2条各号に該当する場合においては、学長は、それぞれの事由が生じたとき、速やかに教育研究審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、教員候補者(以下「候補者」という。)の選考を開始するものとする。 (選考機関)
- 第3条 教員の採用及び昇任の選考のため、審議会に保健看護学部教員選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。
- 2 選考会議は、保健看護学部教授会の構成員をもって組織する。
- 3 選考会議の議長は、保健看護学部長(以下「学部長」という。)とする。
- 4 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。 (選考委員会)
- 第4条 選考会議に採用に関して選考する教員ごとに教員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を 置くものとする。
- 2 選考委員会は、次に掲げる委員で構成する。
- (1) 学部長
- (2) 選考会議の構成員から選任された教授 5名
- 3 前項に規定する委員は、学長、副学長(学部長、医学部長及び附属病院長を除く。)及び学部長が協議の上、 指名するものとする。
- 4 委員長は、学部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員の互選により選出し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、選考委員会の協議に基づき、他の委員とともに選考に必要な資料等を作成する ものとする。
- 7 選考委員会は、選考上、必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴取することができる。
- 8 委員長の許可を得た教員は、選考委員会に出席し傍聴することができる。 (候補者の募集)
- 第5条 採用に係る候補者は、原則として公募により、募集を行うものとする。
- 2 前項の公募に際しては、推薦者は推薦書を提出しなければならない。
- 3 選考委員会委員は、推薦者になることができない。 (候補者の選考)
- 第6条 選考委員会は、応募のあった候補者について、規程によるほか、人物像、経歴、研究業績その他必要事項 (以下「人物像等」という。)を調査の上、2名以上選定し、できる限り順位を付けて選考会議に推薦するものと する。ただし、推薦する候補者の人数については、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 選考委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 選考委員会は、必要と認めた候補者には教育、研究及び臨床等に関する基本的な考え方について、質疑応答の場を設けることができる。
- 4 選考委員会は、選考経過等を適宜、選考会議に報告するものとする。
- 5 学部長は、昇任に係る候補者について、選考会議に推薦するものとする。
- 6 選考委員会及び学部長は、候補者を選考会議に推薦する際は、選定理由等も併せて報告するものとする。 (選考会議における選考)
- 第7条 選考会議は、選考委員会及び学部長から推薦された候補者につき、審議を行うものとする。ただし、推薦された候補者が1名の場合は、候補者の適否について審議するものとする。
- 2 前項の審議を行うための選考会議は、特任教授を除いたその構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しないものと する。
- 3 選考会議は、第1項の審議の結果及び候補者の人物像等を付して審議会に候補者を推薦するものとする。 (審議会の答申)
- 第8条 審議会は、第7条第3項の規定により、選考会議によって推薦された候補者について、審議し、その結果を学長に答申するものとする。

(候補者の決定)

- 第9条 学長は、審議会の答申を踏まえた上、候補者を決定するものとする。
- 2 学長は、候補者を決定した場合は、速やかに審議会へ報告するものとする。 (規程の改正)
- 第10条 この規程の改正は、審議会において構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければ

ならない。 (雑則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、審議会において定めるものとする。 附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 和歌山県立医科大学保健看護学部教員選考実施規程(平成16年10月27日和医大規程第136号。以下「旧 規程」という。)は、廃止する。
- この規程の施行の際現に選考が継続している教員の選考については、この規程を適用する。この場合において、 旧規程に基づき置かれた選考委員会は、この規程に基づき置かれた選考委員会とみなす。 附則
  - この規程は、平成29年5月8日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月7日から施行する。